

文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則等の一部を改正する省令について（概要）

1. 改正の趣旨

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「新型コロナウイルスの感染防止の観点やデジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う」こととされている。また、経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）において、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」こととされている。

これらを踏まえ、文部科学省関係省令において、国民や事業者等以外に対して押印等を求めている手続について、押印等を不要とする改正を行う。

2. 改正の内容

以下に掲げる省令において押印等を求めている手続について、押印等を不要とするための規定の見直しを行う。

- ・文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則（昭和29年文化財保護委員会規則第11号）
- ・銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）
- ・美術刀剣類製作承認規則（平成4年文部省令第3号）
- ・文部科学省聴聞手続規則（平成12年総理府・文部省令第9号）
- ・重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成31年文部科学省令第5号）

3. 根拠条項

上記省令の根拠法である文化財保護法（昭和25年法律第214号）第160条その他関係法令の規定

4. 施行期日

公布日施行（令和3年6月11日公布）